

各委員からの意見及び反映（案）

※本資料に記載のチェックシートとは、大阪府において市町村地域防災計画を修正する際の留意点などを取りまとめられているシートのことを指しています。

No.	ページ	機関・団体名	地域防災計画（素案）の記載内容	ご意見	反映について	修正の有無	資料4のNo.
1	第1編 総則-11	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	10 保健福祉班の〔災害応急・復旧対策〕について	<p>○25年の災害救助法改正等により「福祉サービスの提供」が救助に位置付けられたが、それに関する記述が弱いです。</p> <p>○<被災した避難行動要支援者の福祉ニーズの把握>など、支援の対象を「避難行動要支援者」に限定しているのはおかしいです。ここは「災害時要配慮者ら支援が必要な人たち」とすべきでは。</p> <p>○保健福祉班の業務かどうか分かりませんが、在宅被災者ら指定避難所にいない被災者についてもケアが求められています。どこかの班の業務として「在宅被災者らへの支援」は位置付けておくべきです。</p> <p>○保健福祉班は医師会などと連携し「医療体制の整備」を行なうとされていますが、22 消防本部班・消防署班の「応急救護所における救急活動体制の整備」との連携・引継ぎはどうなっていますか？</p>	<p>「福祉サービスの提供」につきましては、本年の災害救助法等の改正によるものであり、位置づけが不十分であると認識しております。災害救助法適用時に救助の実施主体となる大阪府の活動と整合性を図る必要があると考えており、大阪府地域防災計画の修正後に、その内容も参照して改めて内容を精査したいと考えております。</p> <p>災害時要配慮者の支援につきましては、平常時も配慮が必要であることから、各部署の通常業務の中で支援を行っており、災害時も継続が必要な通常業務として支援を行うものと認識しております。そのため、災害対策本部体制下の保健福祉班が行う業務の対象は、その中でも特に支援が必要な避難行動要支援者としております。</p> <p>在宅被災者への支援につきましては、継続すべき通常業務として関係部署が支援を行うほか、災害対策本部体制下では防災行政無線、SNS、市ホームページ等を活用した各種情報の提供、避難行動要支援者の支援、避難所での物資の配布などを想定しております。</p> <p>応急救護所と医療救護所の連携につきましては、応急救護所でトリアージ等を行なっているフェーズで医療救護所を開設できた場合には、必要に応じて医療救護所で軽症者の応急処置を行うことも想定されます。</p>	無	—
2	第1編 総則-17	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	19 避難班の〔災害予防 対策〕について 同じく避難班の「災害応急・復旧対策」について	<p>○人権女性政策課や生涯学習課は、災害時でも人権が守られるよう、予防段階で啓発・研修をはじめ必要な措置を講じる必要があるはずですが、明記されていません。</p> <p>○人権女性政策課などは被災者からの相談業務にも従事すべきです。（避難所運営に追われて相談窓口を閉ざすことがあってはならない、と考えます）</p> <p>○避難所運営は、（学校が避難所になる場合でも）首長部局職員で構成する「避難班」だけですか？ 18の教育班に、まったく避難所運営と言う言葉が出てこないのですが…（学校の先生たちの避難所運営支援や運営協力がないとうまくいきません）</p>	<p>予防段階では、防災危機管理課が各小学校区・地区で作成している施設個別の避難所運営マニュアルのワークショップ等で人権への配慮についても地域住民とともに検討を行なっています。また、人権女性政策課において、男女共同参画の視点からの防災講座を出前講座のメニューとしております。さらに、両課が協力し、防災センター養成講座に男女共同参画の視点からの防災講座を組み入れるなどの取組を実施しております。そのため、本部班及び避難班の災害予防対策に「災害時の人権に係る啓発に関すること」を追記します。</p> <p>市民相談は、市民班で一括で受け付けることを想定していますが、内容に応じて対応を所管する部署・班に対応を引き継ぐことを想定しております。そのため、相談窓口を閉ざすことは想定していません。避難所運営は受援が見込める業務であるため、ご指摘のとおり避難所運営に追われて対応が疎かにならないよう、大規模災害時は躊躇なく受援を要請することが肝要であると認識しております。</p> <p>避難班は、市長部局の職員及び教育委員会事務局の職員で構成しております。学校においては、子どもたちの学びの保障の観点等から学校の早期再開に向けた業務があると認識しておりますが、避難所運営に可能な範囲で協力いただくことを想定しており、第3編P地震-86等にその旨を記載しております。</p>	有	1 2
3	第1節 総則-21	関西電力送配電株式会社北 摂配電営業所	大阪北電力本部北摂配電営業所	大阪北電力本部北摂配電営業所	ご指摘のとおり修正いたします。	有	3
4	第1編 総則-22	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第7 4 摂津市社会福祉協議会	○社会福祉協議会の役割は「避難行動要支援者」の支援だけでなく、広く困っている方（要配慮者）全般の支援だと考えます。前述のように災害救助法の改正で「福祉サービスの提供」が位置付けられた以上、社協の役割について、当該組織と一緒に再検討が必要だと思います。	「福祉サービスの提供」につきましては、大阪府地域防災計画の修正後に、その内容も参照して改めて内容を精査する段階で、ご指摘の点についても確認しております。	無	—

各委員からの意見及び反映（案）

※本資料に記載のチェックシートとは、大阪府において市町村地域防災計画を修正する際の留意点などを取りまとめられているシートのことを指しています。

No.	ページ	機関・団体名	地域防災計画（素案）の記載内容	ご意見	反映について	修正の有無	資料4のNo.
5	第1編 総則-22	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第7 5 自主防災組織 第7 6 防災センター	○どちらも役割の中に「防災意識の啓発」だけでなく「防災意識ならびに災害時の人権配慮の重要性に関する啓発」など人権に関する配慮を活動内容に追記すべきです。 ○どちらも役割の中に「避難所運営」だけでなく「在宅被災者ら避難所以外の場所にいる被災者への支援にかんすること」を追記すべきです。	自主防災組織や防災センターの方々は、大阪府主催の自主防災組織リーダー育成研修や防災センター養成講座等で災害時の人権について学んでいただいている、両者の役割として明記しております「防災に関する知識及び技能の習得及び普及に関すること」にご指摘の事項を包含できているものと考えております。 避難所以外の場所にいる被災者への支援につきましては、自主防災組織や防災センターに支援を依頼することも考えられますが、避難所運営に加えて、当該支援を実施する人員の確保が必要となります。そのほか、近隣住民や行政（福祉サービスや物資の調達など）の役割も想定されるため、次回以降の改定の際の検討課題とさせていただきます。	無	—
6	第1編 総則-25	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	事業者の基本的責務	4 地域防災活動への協力の中に（3）企業が所有する物資の供与、資機材の貸与とありますが、ここに「水害の際などの緊急一時避難場所の提供」を記しておくべきだと思います。（他自治体の「津波避難ビル」のような位置づけが、水害が懸念される地区が多い摂津市においても必要だと思います） 予防24に連記述あり 4 風水害時の避難場所・避難路の指定等	ご指摘を踏まえ、「市との防災協定（避難場所の提供等）の締結に関する協力」を追記します。	有	4
7	第1編 総則-26	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携	○「地域防災の担い手を確保」とだけありますが、「とりわけ要配慮者への対応などきめ細かなニーズに対応できる団体との連携」などの文言を加えてはどうでしょう。市内に障がい者や外国人の当事者団体や支援団体などがあれば、そことの連携も大切です。	施設個別の避難所運営マニュアルの作成時には、民生児童委員協議会や校区等福祉委員会等とも連携し、マニュアルの検証のための訓練を実施しているなどの実情もあるため、ご指摘の趣旨を反映させていただきます。	有	5
8	第2編 目次	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第4節全般	○第4節として「災害時医療体制の整備」が記載されているが、「災害時の福祉サービス継続体制」（DWATの活用など）の検討が必要ではないか。 ○今回の計画改正で災害時の福祉サービスの持続・提供を盛り込むのが難しいとすれば、いつ頃の追加改定になるのか、時期を示してください。その際は災害時医療体制に関する保健福祉課等人員配置の見直しも必要になります。 ○（予防41）第10節にDWATの記述があるようですが、福祉サービスの提供相手は、避難行動要支援者に限定されないので、別建てにした方が良いと考えます。	災害時の福祉サービスの継続につきましては第10節に記載しております。 「福祉サービスの提供」につきましては、大阪府地域防災計画の修正後に、その内容も参考して改めて内容を精査する段階で、ご指摘の点についても確認してまいります。 ご指摘のとおり、第10節には避難行動要支援者以外で配慮が必要な方々を対象とする活動の内容がありますので、第10節の標題及び総論部分に等を追加いたします。	有	6
9	第2編 予防-6	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	2 受援計画の策定 (略) また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	「ま」の下線不要	ご指摘のとおり修正いたします。	有	7
10	第2編 予防-3	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第2 地域防災拠点	○地域防災拠点として、発災時にすぐ必要となる「がれきの集積所（仮置き場）」や「仮設トイレの集積所」などは想定されておられますか？	災害廃棄物の仮置き場は、リサイクルプラザとしております。（第3編P地震-98をご参照ください。） 仮設トイレの集積所は、本市では避難所や一時避難場所にマンホールトイレの整備、ポータブルトイレの配備等を進めていることなどから、想定しておりません。	無	—

各委員からの意見及び反映（案）

※本資料に記載のチェックシートとは、大阪府において市町村地域防災計画を修正する際の留意点などを取りまとめられているシートのことを指しています。

No.	ページ	機関・団体名	地域防災計画（素案）の記載内容	ご意見	反映について	修正の有無	資料4のNo.
11	第2編 予防-6	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策 （1）－3	<p>○これは防災危機管理局の業務ではなく、人事などの担当かと思いますが「職員の水・食料の確保にも努める」だけでなく「出動・出勤できる環境を整える」ことが重要です。災害時には保育所やデイサービスが閉まるので、子どもや高齢者のケアをして居る職員は出勤できません。災害公務に携わる人が、中長期に安心して活動できるよう、家族をケアする取組（臨時の託児所・託老所の開設など）も今後は必要になってきます。</p> <p>○摂津市の女性職員（および障がいや持病を抱える職員）についても「配慮」は講じられていますよね？ 次項受援計画の中で「応援職員」については「男女ともに活動することに配慮するものとする」との記述がありますが、摂津市の職員については（避難所運営など男女ペアで派遣されるようですが）配慮に関する記述がないので・・・。</p>	<p>家族のケアが必要な職員に対する取組は現時点で検討できておりません。家族のケアに従事する人員や場所の確保などの課題が想定されますが、今後、他自治体の先進事例などの情報を収集してまいります。</p> <p>女性職員にかかる震度5強以上の地震発生後に緊急で避難所に駆けつける緊急防災推進員を指名する際などに、個別の事情を確認し、可能な範囲で配慮をいたしております。</p>	無	一
12	第2編 予防-7	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	(3) 応援職員の環境整備・装備の充実 府及び市は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮するものとする。	<p>チェックシート R7.5版 2/23ページ、12/23ページに該当</p> <p>(3) 応援職員の環境整備・装備の充実 (1行目はじめり部) ・「府及び市は」→「府及び市町村は」 ※チェックシートを「正」としてチェックしているが、「市」とは摂津市のこと指すので、「市」のままで良いと考える。</p>	修正なしとさせていただきます。	無	一
13	第2編 予防-7	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	摂津市社協と保健福祉課、ボランティアとの連携	<p>○（社協や保健福祉課が）「ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ」とありますが、「防災活動」に限定しない方がよいのでは？ 「ボランティアによる平時の活動が災害時において…」とした方が広がります。</p>	ご指摘のとおり修正いたします。	有	8
14	第2編 予防-8	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第2節 情報収集伝達体制の整備	○「災害時の流言飛語（デマ、フェイクニュース）対策」に関する記述を加えておくべきかと思います。	第2編P予防-10 第3災害広報・広聴体制の整備に当該記述を追記いたします。 (応急対策といしましては、第3編P地震102等に位置付けております。)	有	9
15	第2編 予防-15	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	第2 医療情報の収集・伝達体制の整備 (略) (2) 保健福祉課及び消防本部(署)は、(1)の研修・訓練に参加し、EMISの入力操作等の習熟を図る。	<p>チェックシート R7.5版 3/23ページに該当</p> <p>15 第2 医療情報の収集・伝達体制の整備 1 広域災害・救急医療情報システム等の活用 ((2) のはじめり部) ・「保健福祉課及び消防本部(署)は」→「保健福祉課及び警備企画課は」</p>	<p>チェックシートの内容が誤っていたため、チェックシートを修正させていただきます。</p> <p>従いまして、計画の内容は修正なしとさせていただきます。</p>	無	一

各委員からの意見及び反映（案）

※本資料に記載のチェックシートとは、大阪府において市町村地域防災計画を修正する際の留意点などを取りまとめられているシートのことを指しています。

No.	ページ	機関・団体名	地域防災計画（素案）の記載内容	ご意見	反映について	修正の有無	資料4のNo.	
16	第2編 予防-25	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	2 避難所機能、備蓄用品・資機材の充実 市は、避難者が安全に安心して避難所生活を送られるようスフィア基準や大阪府救援物資対策協議会が策定している「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」等を踏まえた機能、備蓄用品・資機材の充実に努める。 ① 防災危機管理課は、前述の備蓄方針に基づき、食料やトイレ（簡易及び組立式）、乳児用液体ミルク、生理用品等について、府と分担して必要量を確保する。 ② 防災危機管理課は、過去の災害の教訓や施設個別の避難所運営マニュアルの作成を通じて抽出した課題に基づき、備蓄用品・資機材の充実を図る。 ③ 避難所に指定されている施設の所管課は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう非常用発電設備等の整備に努める。また、この際、環境政策課と連携し、再生可能エネルギーの活用を含めた検討を行う。 ④ 防災危機管理課は、消費期限の切れた備蓄飲料水を生活用水として確保する。また、教育政策課は、小中学校のプールの保全を図る。 ⑤ 府は、飲料水や空気環境、トイレの衛生等の環境衛生対策をまとめたガイドを市町村に周知・啓発し、生活環境の確保に必要な知識、対策の普及に努めるものとする。	○⑤の主語は「大阪府」になっています。とくに「トイレ」の問題について、摂津市が具体的に何をするのかが読み取れません。トイレの問題は大事なので、検討のうえ摂津市としての対策を追記してください。	市は、大阪府救援物資対策協議会が策定している「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」等を踏まえ、①に記載の簡易トイレ（携帯トイレを含む）、組立トイレを備蓄しております。また、第2編P予防-58にはマンホールトイレの整備についても記載しております。		無	—
17	第2編 予防-25	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	3 要配慮者に配慮した避難施設の整備・確保	○「要配慮者が利用しやすい施設の整備・確保に努める」とあります。整備も進めながら、すでにバリアフリーになっている施設（特別支援学校、障がい者の作業所など）を、災害時の准避難所（または届出避難所）として指定・確保することもお考え下さい。 ○要配慮者への対応を一般的な避難所でも行う（福祉的整備）のは理想ですが、実際はなかなか進まず、福祉避難所も開設まで数週間かかる場合多く、障がい者は待てません。柔軟な（准）避難所指定が求められます。	今回、防災会議委員の皆様に意見照会に関する文書を発出した日（10月15日）の同日に、大阪府立摂津支援学校及びとりかい高等支援学校との協定を再締結し、水害時の緊急避難場所としての使用に加え、地震時の避難所としても使用できるようになったところでございます。		無	—
18	第2編 予防-26	摂津市自治連合会	4 避難所の運営管理体制の整備 ① 防災危機管理課は、全施設共通の避難所運営マニュアルを定期的に点検し、必要に応じて見直しを行う。 ② 防災危機管理課は、自主防災組織、防災サポートー、民生委員・児童委員、校区等福祉委員会、PTA、学校、指定管理者、当該避難所を担当する緊急防災推進員など、多様な関係者と共同で施設個別の避難所運営マニュアルを作成する。	各校区・地区で作成を進めている施設個別の避難所運営マニュアルについて、早期作成が望まれる。	本市では、より円滑な避難所運営を行うために、令和5年度から自主防災組織や防災サポートー、民生委員・児童委員、校区等福祉委員会等の多様な関係者と対話や訓練を重ねながら施設個別の避難所運営マニュアルを作成しております。 一方で、施設個別の避難所運営マニュアルを作成していない施設においても、円滑に避難所運営を行うため、全施設共通の避難所運営マニュアルを令和7年4月に改定したところでございます。 防災施策に関する他の取組も実施する中で、飛躍的に作成スピードを早めていくことは困難ではありますが、これまでのマニュアル作成で培ってきた知見を生かすことで、可能な限り作成スピードを早めていきたいと考えております。 そのため、計画の記載内容は修正なしとさせていただきます。		無	—
19	第2編 予防-26	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	4 避難所の運営管理体制の整備 の②	○「多様な関係者と共同で施設個別の避難所運営マニュアルを作成する。」とあります、「その際、男女共同参画の視点やインクルーシブ防災の理念に十分、配慮するものとする」と追記。	ご指摘のとおり修正いたします。	有	10	
20	第2編 予防-26	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	4 避難所の運営管理体制の整備 の⑥	○保健所とあるのは府の茨木保健所の事ですか？ それとも摂津市保健センターのことですか？ 保健所であれば、感染症患者のことだけでなく、難病や精神障がい者への対策にも触れておくべきだと思いますが。	保健所は、茨木保健所のことを指しております。 難病患者等への支援につきましては、第10節 避難行動要支援者等支援体制の整備（第2編P予防-41）に記載しております。		無	—

各委員からの意見及び反映（案）

※本資料に記載のチェックシートとは、大阪府において市町村地域防災計画を修正する際の留意点などを取りまとめられているシートのことを指しています。

No.	ページ	機関・団体名	地域防災計画（素案）の記載内容	ご意見	反映について	修正の有無	資料4のNo.
21	第2編 予防-28	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	(2)多様な関係者との地域版防災マップの作成、マイ・タイムラインの作成促進の④	○「自主防災組織、自治会、町会、防災センターに地震時の避難所への避難誘導に係る協力を要請しておく」とあるが、なぜ地震に限定しているのですか？	水害時においても避難の呼びかけを行っていただくようお願いしていることから、「自主防災組織、自治会、町会、防災センターに災害時の避難所等への避難誘導に係る協力を要請しておく」に修正いたします。	有	11
22	第2編 予防-28	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	2 学校園、病院等の施設管理者 3 不特定多数の者が利用する施設の管理者	○2は(1)～(3)まですべて「引き渡し訓練」になっているが、避難所指定されている施設や、周辺地域が水没の恐れがあるエリアでは、児童・生徒らは施設内に留め置き、同時に避難してくれる人を受け入れる必要があり、混乱が予測されます。その同時にシミュレーション訓練も不可欠で、このように計画に「引き渡し訓練」だけを書くと、誤解される恐れがあります。 ○3についても「避難誘導」については「施設の外に出す」だけでなく「施設内にとどめる(2階以上の安全な場所に誘導する)」場合があることは明記すべきです。	基本的に各学校園で自発的に行っていただく対応は記載のとおりと認識しております。水害発生のおそれが高まった場合は、第4編P風水-53に記載の避難指示等の発令に従って行動いただくことを想定しております。 同時に避難所等への受入れは、可能な範囲で学校にも協力いただく想定しておりますが、緊急防災推進員として指名した市職員も従事いたします。	無	—
23	第2編 予防-34	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第2 下水道	○下水道管（管理責任が使用者にあるマス部分の破損も含めて）が破損するなどして使えなくなった（使ってもらつては困る）場合に備えた対策（凝固剤の備蓄や、市民への啓発）も不可欠です。（予防38の第6住民への広報に関する記述がありますが弱いです） ○凝固剤で固めた糞尿の（運搬を含む）処理方法（+市民への周知方法）についても想定しておくべきでしょう。 ○仮設トイレは環境局の担当のようですが、設置場所の検討や管理計画には下水道部局との連携は不可欠なので、3に書かれた「防災訓練」ではなく一般的な訓練だけでなく、衛生確保に特化したシミュレーションも検討してみてください。	凝固剤の備蓄や市民への啓発に関する事項は、第2編P-46に防災知識の普及啓発する事項の1つとして「(5)生活物資（最低3日間分できれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等）の備蓄」を位置付けてあります。 トイレに関する訓練は、自主防災訓練等で実施しており、継続して実施しております。	無	—
24	第2編 予防-35	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第3 電力	○「感震ブレーカーの設置促進」など、通電火災を防止する対策が盛り込まれていません（第4のガスの項目には感震自動ガス遮断システム等が明記されているので、電力に記載がないのは不自然です）。 ○電力の項目は、関西電力など事業者だけが予防策を取るような書きぶりですが、摂津市として、例えばソーラーパネルの設置や家庭用バッテリーの普及促進など、停電でも最低限の電力が確保できる方策を打たなくていいのでしょうか。	感震ブレーカーに関する事項は、第2編P-47に防災知識の普及啓発する事項の1つとして「(9)住宅用消火器・感震ブレーカーの設置」を位置付けております。 本市の対策は、発電機の配備、施設の非常用発電設備の整備、電動車の配備、出前講座等におけるモバイルバッテリーの備蓄の啓発などを行っております。	無	—
25	第2編 予防-41～	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第10節 避難行動要支援者支援体制の整備	○災害時要配慮者対策の中に「避難行動要支援者支援」があるので、節のタイトルおよび表記の順番等を改めるべきと考えます。	第10節の標題及び総論部分に等を追加いたします。	有	12
26	第2編 予防-41	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	第1 障害者・高齢者に対する支援体制の整備 1 府の取組 (1)個別避難計画の作成支援等 (略) (2)大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の体制整備 (略) (3)難病患者等への支援体制の構築 (略)	チェックシート H31. 1～R4. 1 統合版 5/18 ページに該当 第1 障害者・高齢者に対する支援体制の整備 (1行目はじめ部) ・「1 府の取り組み」以下(1)・・・➡チェックリストの記載と不整合	チェックシートの内容が誤っていたため、チェックシートを修正させていただきます。 従いまして、計画の内容は修正なしとさせていただきます。	無	—
27	第2編 予防-41	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	第1 障害者・高齢者に対する支援体制の整備 1 府の取組 (略) (3)難病患者等への支援体制の構築 府は、平時から支援を行っている高度医療機器を要する難病患者について、迅速な安否確認を行うための取組を進めるとともに、市、医療機関、訪問看護ステーション、地域住民、ボランティア等と連携し、災害時の地域での療養の継続に向けた支援体制の構築を図る。 (略)	チェックシート R7. 5版 6/23 ページに該当 第1 障害者・高齢者に対する支援体制の整備 (3)の2行目真ん中あたり) ・「市」➡「市町村」 ※チェックシートを「正」としてチェックしているが、「市」とは摂津市のこと	修正なしとさせていただきます。	無	—

各委員からの意見及び反映（案）

※本資料に記載のチェックシートとは、大阪府において市町村地域防災計画を修正する際の留意点などを取りまとめられているシートのことを指しています。

No.	ページ	機関・団体名	地域防災計画（素案）の記載内容	ご意見	反映について	修正の有無	資料4のNo.
28	第2編 予防-42	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	2 避難行動要支援者名簿の作成、提供 (1) 避難行動要支援者名簿の作成、更新 (略) (3) ①の名簿情報を提供する地域支援組織の範囲は、次のとおりとする。 ア 消防本部班（消防団） イ 摂津市民生児童委員協議会 ウ 摂津市社会福祉協議会 エ 自治会・町会（自主防災組織） オ 避難支援等への協力が得られる事業者・団体（福祉事業者・障害者団体等） カ その他、必要と認める者	チェックシート R 7. 5版 7/23ページに該当 (2) 避難行動要支援者名簿情報の提供 (3)のイ、ウ) ・「イ 摂津市民生児童委員協議会」→「民生児童委員協議会」 ・「ウ 摂津市社会福祉協議会」→「社会福祉協議会」	チェックシートの内容が誤っていたため、チェックシートを修正させていただきます。 従いまして、計画の内容は修正なしとさせていただきます。	無	—
29	第2編 予防-42	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	3 個別避難計画の作成、提供 (1) 個別避難計画の作成 ① 防災危機管理課は、保健福祉課、障害福祉課、高齢介護課、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者（避難支援等関係者）と連携して、避難行動要支援者名簿情報に係る要支援者ごとに、本人の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。	チェックシート H 31. 1～R 4. 1統合版 5/18ページに該当 42 チェックシート R 7. 5版 7/23ページに該当 3 個別避難計画の作成、提供 (1)の①の2行目) ・「民生委員・児童委員」→「民生児童委員協議会」	チェックシートの内容が誤っていたため、チェックシートを修正させていただきます。 従いまして、計画の内容は修正なしとさせていただきます。	無	—
30	第2編 予防-43	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第3 福祉避難所の確保・指定	◎「避難行動要支援者等」と一応、「等」はついていますが、「疾病や障がい、ケガ等により一般的な避難所では避難生活を送るのが難しい人」など、もう少し丁寧に表記した方が要配慮者や災害に起因するケガ人や持病が悪化した人にも対応しやすいと思います。	後段に「指定避難所での生活が困難となった又は困難と判断される避難行動要支援者等」と記載しており、ご指摘の趣旨に沿う記載であると認識しております。	無	—
31	第2編 予防-44	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第4 外国人に対する支援体制の整備	○「1. 関係機関との連携」の主語は大阪府でいいのですか？ 府の取組が中心だとしても「災害時多言語支援センター」の設置などの事業に、摂津市はどう連携するのか書いた方が良いと思います。 ○情報発信の支援で「やさしい日本語」や「多言語化」を例示したのは良いと思いますが、行政（防災危機管理課）だけ務めるだけでなく、NPOが実施している「やさしい日本語教室」の受講者を増やす方策など、他部局（生涯学習や国際関係部局）と連携して、一般市民の中にサポーターを増やす取組が欠かせません。 ○避難所対策が（他機関頼みの）通訳派遣だけでは不十分です。やさしい日本語の活用や多言語化は、避難所等の情報伝達においても必要で、（障がい者支援と共にしますが）、コミュニケーションボードの常備やイラスト（ピクトグラム含む）の多様、オンラインでの通訳サービス、ポケットカードなど比較的安価な通訳ツールの活用など多様な手段が講じられています。摂津市でも、市として主体的にできる手立てを例示してはどうでしょうか。	市の平常時の取組として、府への要請方法の確認など、災害時多言語支援センターとの連携強化を図る旨を追記します。 本市の国際交流を担当する自治振興課の役割として、「摂津市国際交流協会と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。」との記載をしております。 避難所では、各種掲示物のやさしい日本語対応のほか、スマートフォンアプリ「Voice Tra（ボイストラ）」の使用等で対応をする想定です。 また、本年、市内のボランティア団体から、「災害時に使用できるコミュニケーションボードの作成を検討中であり、作成した場合に、避難所に配備することは可能か」といったご相談を受けております。防災危機管理課では配備可能であり、コミュニケーションボードの内容の検討についても協力可能な旨を回答しております。しかしながら、現時点では作成の検討段階であるため、地域防災計画には記載しておりません。	有	13
32	第2編 予防-45	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第11節 帰宅困難者支援体制の整備 第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動の3	○「3 事業所等内に滞在するために必要な物資の確保」の記述に、その際、女性や障がいのある人たちのニーズに配慮することなどの文言を入れてはどうでしょう。	ご指摘のとおり修正いたします。	有	14

各委員からの意見及び反映（案）

※本資料に記載のチェックシートとは、大阪府において市町村地域防災計画を修正する際の留意点などを取りまとめられているシートのことを指しています。

No.	ページ	機関・団体名	地域防災計画（素案）の記載内容	ご意見	反映について	修正の有無	資料4のNo.
33	第2編 予防-46	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第2章 地域防災力の 向上 第1節 防災意識の高揚	<p>○「これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し」などとありますが、避難行動要支援者だけではなく「避難行動だけでなく災害対応全般にわたって配慮や支援が必要な人達」としてください。この箇所のほかにも「避難行動要支援者」だけに言及した箇所があるので、上記のように改めるか「等」をつけるなど、限定されないように工夫してください。</p> <p>○全般を通じて「防災危機管理課」や「府及び防災関係機関」が主語になっていますが、「関連機関と協力して」という文言を入れてください。というのも、具体的な「防災意識」の中に「非常時であっても人権を尊重すること」という文言を入れ込んで欲しいからです。そのための研修などは、男女共同参画や外国人施策、障がい者施策を担当する部署と連携して行う必要があります。</p> <p>○一般的な「男女共同参画の視点」ではなく「男女双方の視点」と記述している理由はなんですか？ 「男女共同参画の視点」には<固定的な「男らしさ」「女らしさ」の固定観念をなくす>という意味が含まれますが、「男女双方の視点」は男・女それぞれの…という意味になるので、最近はあまり使わないのですが…。</p>	<p>避難行動要支援者につきましては、ご指摘のとおり「等」を追記いたします。</p> <p>防災危機管理課の活動等を通じた啓発に「関係課・機関等と連携した講座・研修の実施」を追記いたします。</p> <p>男女双方の視点とした理由は、女性目線の配慮に加えて、男性目線の配慮も必要であることから当該記載としております。この部分の記載は、参画を求めるものではなく、男女のニーズに違いがあることに留意する必要があるとの意味合いで記載しております。</p>	有	15 18
34	第2編 予防-46	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	第2章 地域防災力の 向上 第1節 防災意識の高揚	<p>○「非常時にも人権が守られる方策」的な文言を入れるべきなのは ★「市民に対して、「自らの命は自らが守る」や「災害時においても人権を尊重する」という意識を追記（P82） ★自主防災組織の活動内容についても（1）平時には「人権擁護にかんする研修」を、（2）の災害時には「災害時要配慮者に対するサポート」等の文言を入れ込んでください。（P85～86） ★防災センターに関して同様</p> <p>要は「防災に関する知識」の中に、必ず過去の災害で起きた人権侵害事案の反省とその予防策を入れてほしい一ということです。養成講座や研修を通じ、摂津市として人権配慮ができる防災人材を育成してください。</p>	<p>「災害時においても人権を尊重する」という意識を追記することにつきましては、ご指摘のとおり修正いたします。</p> <p>自主防災組織及び防災センターの活動につきましては、ご意見を参考して修正いたします。</p> <p>防災人材の育成につきましては、引き続き、本市の人権女性政策課と防災危機管理課が相互に協力して講座を実施するなど、人権配慮ができる防災人材の育成に努めてまいります。</p>	有	16 20 21
35	第2編 予防-46 ～ 予防-48	特定非営利活動法人 NPO政策研究所	—	<p>○普及啓発の内容として26項目が掲げられていますが、避難行動要支援者だけでなく「災害対応全般にわたって配慮や支援が必要な人達へのサポート」と「男女共同参画や多文化共生の視点など災害時であっても人権に配慮すること」などは入れてください。（なので他部局との連携が必要です） ○予防-47～48の防災教育の内容①～⑥についても、同様に上記の趣旨を反映する文言を追記してください。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。</p>	有	17 19
36	第3編 地震-45	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	第2 指定避難所の開設 開設手順 (略) (10) 本部班は、適切な避難誘導のため、市ホームページ、府の防災情報メール、Lアラート等の多様な手段を活用して、避難所の開設状況を周知するよう努める。 (略)	<p>チェックシート H31. 1～R4. 1 統合版 14/18ページに該当</p> <p>第2 指定避難所の開設 (1の(10)の1行目真ん中あたり) ・「市ホームページ」→「ホームページ」</p>	<p>チェックシートの内容が誤っていたため、チェックシートを修正させていただきます。</p> <p>従いまして、計画の内容は修正なしとさせていただきます。</p>	無	—
37	第3編 地震-59 第4編 風水-72	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	(3) 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して飛行自粛の要請を行うものとする。 また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行ふものとする。	<p>チェックシート R5. 1版 5/6ページに該当</p> <p>((3)の1行目から4行目はじめ) ・チェックシートの記載内容と大きくちがう</p>	<p>計画の記載内容は、R5. 1版5/6ページの内容からR7. 5版18/23ページの内容に更新していましたが、チェックシートの内容が更新できていなかったため、チェックシートを修正させていただきます。</p> <p>従いまして、計画の内容は修正なしとさせていただきます。</p>	無	—
38	第3編 地震-68 第4編 風水-80	NTT西日本株式会社 関西支店	5 電気通信（NTT西日本株式会社（関西支社）等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）	「NTT西日本株式会社等」もしくは「NTT西日本株式会社（関西支店）」に修正	「NTT西日本株式会社等」に修正いたします。	有	22

各委員からの意見及び反映（案）

※本資料に記載のチェックシートとは、大阪府において市町村地域防災計画を修正する際の留意点などを取りまとめられているシートのことを指しています。

No.	ページ	機関・団体名	地域防災計画（素案）の記載内容	ご意見	反映について	修正の有無	資料4のNo.
39	第3編 地震-74	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	第2 給水活動 市は、府及び府内水道（用水供給）事業体等と協力して、地震により飲料水及び生活用水の確保が困難な被災住民に対して、速やかに給水活動を行う。 府は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、必要に応じ大阪府水道災害調整本部を設置する。また、関係機関等と連携し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。	チェックシート H31. 1～R4. 1統合版 16/18ページに該当 第2 給水活動 (4行目) ・「また」➡「府は」 ※チェックシートを「正」としてチェックしているが、「また」のままでも良いと考える。	修正なしとさせていただきます。	無	—
40	第3編 地震-95	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	第7 動物保護等の実施 市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。また、府及び市は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、府獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする	第7 動物保護等の実施 (6行目最後) ・句読点の「。」がないため記載	ご指摘のとおり修正いたします。	有	23
41	付編 付編-6	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置を行った上で、社会経済活動を継続する。。	第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 (3行目最後) ・句読点の「。」が2つあるため1つ削除	ご指摘のとおり修正いたします。	有	24
42	第4編 風水-20	NTT西日本株式会社 関西支店	(5) 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路（気象業務法第15条/府水防計画） ①大阪管区気象台は、府危機管理室、消防庁、警察庁、日本放送協会、西日本電信電話株式会社、報道機関、鉄道機関等の関係機関に伝達する。	「NTT西日本株式会社（関西支店）」に修正	ご指摘のとおり修正いたします。	有	25
43	第4編 風水-51	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	第1節 避難誘導 第1 趣旨 市は、風水害から市民等の安全を確保するため、防災関係機関と相互に連携し、避難指示、誘導等の必要な措置を講ずる。 避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。 また、危険の切迫性、地域の特性等に応じて、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき行動が分かるように伝達すること等により、市民等の積極的な避難行動の喚起に努める。	チェックシート H31. 1～R4. 1統合版 13/18ページに該当 (第1 趣旨 の3行目から4行目) ・チェックシートに記載がない (第1 趣旨 の5行目はじまり部) ・「また」➡「その際、市は」 ※チェックシートを「正」としてチェックしているが、「また」のままの方が自然な流れと考える。	①計画の記載内容は、H31. 1～R4. 1統合版 13/18ページの内容から更新していましたが、チェックシートの内容が更新できていなかったため、チェックシートを修正させていただきます。 従いまして、計画の内容は修正なしとさせていただきます。 ②「また」、「その際、市は」の記載につきましては、修正なしとさせていただきます。	無	—
44	第4編 風水-53	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	2 実施者 (1) 緊急安全確保、避難指示 ① 市長は、市民等の生命又は身体を水害から保護するために特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって市民等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める市民等に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。	チェックシート H31. 1～R4. 1統合版 14/18ページに該当 2 実施者 (1) 緊急安全確保、避難指示 (①の2行目最後と4行目最後) ・改行するための文字数が1文字と3文字不足	ご指摘のとおり修正いたします。	有	26

各委員からの意見及び反映（案）

※本資料に記載のチェックシートとは、大阪府において市町村地域防災計画を修正する際の留意点などを取りまとめられているシートのことを指しています。

No.	ページ	機関・団体名	地域防災計画（素案）の記載内容	ご意見	反映について	修正の有無	資料4のNo.
45	第4編 風水-87	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	第2 給水活動 市は、府及び府内水道（用水供給）事業体等と協力して、風水害により飲料水及び生活用水の確保が困難な被災住民に対して、速やかに給水活動を行う。 府は、関係機関等と連携し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。	チェックシート H31. 1～R4. 1統合版 16/18ページに該当 第2 給水活動 (3行目に記載漏れ) ・「府は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合は、必要に応じ大阪府水道災害調整本部を設置する。」	チェックシートの内容が誤っていたため、チェックシートを修正させていただきます。 従いまして、計画の内容は修正なしとさせていただきます。 (本市の災害応急対策計画は、地震災害と風水害で分けており、記載内容は地震時に係るものであるため、現行の記載内容のとおり、第3編地震災害応急対策計画のみの記載とさせていただきます。)	無	一
46	該当部分	大阪府茨木土木事務所 (大阪府との事前協議)	「障害者」と記載する全ての箇所	【参考】 「障害者」の「害」の字について 大阪府では、障がいのある方の思いを大切にし、府民の障がい者理解を深めていくため、大阪府が作成する文書等においてマイナスのイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。 1. 取り扱いの原則 「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがなで表記とします。 ただし、次の場合は、「障害」と表記します。 ①法令、条例、規則、訓令等の例規文書（ただし、法令や条例、規則、訓令等に基づき定義されている制度、事業、府の組織の名称について、法的効力を伴わない一般的な文書等において使用する場合は、ひらがな表記を基本としています。） ②団体名などの固有名詞 ③医学用語、学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合 ④他の文書や法令等を引用する場合 ⑤その他漢字使用が適切と認められる場合 2. 対象の文書等 原則として、平成20年4月以降、新たに作成、発出及び改定する文書等。 (ただし、法令、条例、規則、訓令等の例規文書は除きます。) ↓ 摂津市の方針に基づいた表記とください。	本市の文書取扱主管課が作成している「文書事務に関するQ&A集【初版】」には次のとおり記載があります。 「地方公共団体の例規における表記については、法令の表記に従うことが一般的ですので、「障害」についても「障害」と表記するのが原則です。本市においても、同様に「チャレンジド」等の表記が見受けられますが、例規については上記のとおりとし、その表記が必要とされる限られた文書についての使用は差し支えありません。ただし、法令及び例規の題名、団体名、施設名及び医学用語等については、「障害」を用いることを留意してください。」 また、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画」「摂津市障害福祉計画」「摂津市障害児福祉計画」のいずれの計画もひらがなで表記をしておりません。 これらを踏まえ、摂津市地域防災計画につきましても、現行どおりの表記とさせていただきます。	無	一